

令和4年度 新潟県立植物園 体験教室募集及び実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟県立植物園（以下、当園という）を訪れた方々へ、緑化の普及・啓発を図ることを目的として実施される「体験教室」（第2条にて定義）についての必要事項を定める。

(定義)

第2条 体験教室とは、1日～数日間、原則として当日受付の形式で、有料無料に関わらず、不特定多数へ花と緑に関連する体験を提供するものをいう。

(教室内容)

第3条 体験教室の内容は、花や緑に関連した参加者体験型のものであること。また、体験教室においては、作成する物品が花や緑に関するものであること、または花や緑を用いていること。

(開催場所)

第4条 体験教室の実施場所は、原則として当園内の以下の場所とする。

- ① 観賞温室第3室有料エリア
- ② その他、当園が定めた場所

(開催期間等)

第5条 上半期(4/1～9/30)、下半期(10/1～3/31)において、それぞれ1団体4回までの開催とし、5回目以降を希望する場合は随時協議を行う。1回の開催期間は連続した複数日が可能。開催時間は10:00～15:00までの5時間以内とする。なお、体験教室に関する準備は開催日当日8:30から可能。また、材料の搬入・搬出は当園の指示に従い、開催中の廃棄物は必ず持ち帰ること。この他、疑義等が生じた場合は、当園に連絡し、すみやかに調整を行う。

(開催の条件)

第6条 当園にて、体験教室を開催することができる開催者の条件は以下すべての要件を満たしたものとする。

- ①新潟県内を主とした活動場所として活動を行っている個人・団体
- ②主として、花や緑に関連した活動を行っている個人・団体
- ③当園の要請等に対して、誠実に対応ができる個人・団体

(費用負担等)

第7条 体験教室の運営に関する費用は体験教室開催者(以下、開催者という)が負担する。開催者は、開催中は参加者の怪我や、物損のないよう十分留意する。開催者の瑕疵による事故等について、当園は責任を負わないものとする。

(出展料・手数料)

第8条 出展料は「無料」とする。手数料は、以下の3段階にて徴収する。

- (1) 1日当たりの参加者5名未満の場合：0円
- (2) 1日当たりの参加者5名以上20名未満の場合：最低体験料金1名分
- (3) 1日当たりの参加者20名以上の場合：最低体験料金×参加者数×0.05

なお、徴収した手数料は、主に体験教室エリアの備品の修繕や充実等に活用する。

(作品販売等)

第9条

1 体験教室開催時に、関連した作品(例；講師作成の作品など)の販売を行うことができる。その際は、出展料・手数料とは別に、1日あたり1,100円(税込)を徴収する。なお、徴収した本経費は、手数料と同様に、主に体験教室エリアの備品の修繕や充実等に活用する。

2 当園にて体験教室を開催した、または開催予定である個人または団体もしくは、観賞温室等で展示を行ったまたは、行う予定である個人または団体が、以下の条件すべてを満たし、了承した場合、当園の物販エリアにて、作品等を販売することができる。

- ①当園への委託販売の形式とすること
- ②販売手数料は20%とすること
- ③1団体(個人)が納品できる最大数(種類)は50種類までとすること
- ④当園の提示する覚書について了承し、提出できること

(募集期間)

第10条 体験教室の開催者募集については、年2回程度、公募を実施する。公募の状況により、随時募集も行う。

(応募方法)

第11条 体験教室の開催を希望する開催者は、体験教室開催応募用紙等(別紙1～2)を当園に提出する。なお、別紙2については、当園へ体験教室の出展者として、初回の時のみ、提出をするものとする。

(開催の決定)

第12条 前条の規定による応募用紙の内容を審査し、適正と認めた場合、開催者と日程調整を行い体験教室開催の通知又は許可をする。

(開催内容の変更)

第13条 開催内容に変更が生ずる場合はすみやかに当園に連絡し、協議を行う。

(開催の報告等)

第14条 開催者は、教室開催後、以下の事項について報告を行うこと(様式任意。複数日開催の場合は各日報告を行う。最終日以降にまとめて提出の形でも可能)。

- (1) 開催状況写真 2～3枚程度(開催日ごと)
- (2) 参加者数
- (3) 売上 ※物販を実施した場合はそれも含む。なお、要請があった場合のみ。

(当園の広報活動)

第15条 当園は、体験教室に関わる広報を行い、広く周知を図るため、体験教室申請書の内容を広報媒体へ記載することがある。

(その他)

第16条 開催決定通知後、開催者は当園と必要備品(机、椅子等)の協議を行う。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。